

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
概要

1 改正理由

墨田区選挙管理委員会が管理する選挙において、選挙長が選挙会において当選人を決定した後、当選人の決定に誤りがありその誤りを訂正する場合や、当選人が議員又は長の身分を取得するまでの間に一定の事由によって欠け、又は不足するに至った場合に要件を有する者を当選人として補充するためには、あらためて選挙会を開催しなければならない。

しかし、これらの選挙会に対して、現行の条例には報酬を支払う規定がないことから、開票事務と併せて行う選挙会の報酬額とは別に報酬額を規定しておくことが必要なため。

2 一部改正の内容について

更正決定又は繰上補充の選挙会に係る出席者（選挙長及び選挙立会人）の報酬額を次のとおりとする。

選挙長	6,000円	選挙立会人	5,000円
-----	--------	-------	--------

参考（通常選挙会の報酬額）

選挙長	17,000円	選挙立会人	14,000円
-----	---------	-------	---------

3 施行期日

公布の日から施行する。